

京都市老人短期入所施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年10月14日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第79号

京都市老人短期入所施設条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人短期入所施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「条例第5条第2項第1号に規定する」を「短期入所生活介護（介護保険法第7条第13項に規定する短期入所生活介護をいう。以下同じ。）に関し同法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の」に改め、「相当する額」の右に「、同法第51条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額及び同項第2号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額の合計額」を加え、同条第2号中「条例第5条第2項第2号に規定する」を「短期入所生活介護に関し介護保険法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の」に改め、「相当する額」の右に「、同法第61条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額及び同項第2号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額の合計額」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)